

国の政策立案に地方議会の意見書を積極的に活用することを求める意見書

地方自治法第99条に基づいて、地方議会が国会又は関係行政庁に提出する意見書については、それぞれの地域で抱える問題を解決すべく、住民の民意を反映し各議会で議論し、まとめたうえで提出している。

地方議会の意見書は、議会内で懸命な調整が行われた結果、議決され提出されるにもかかわらず、国会に提出されるだけで、その意見書がどう処理されているのか議会として知るすべがなく、形骸化されているのではないかとの意見も多く聞かれる。

よって、政府及び国会は、国会審議において、今後地方議会に取りまとめられ提出された意見書について、その内容を積極的に調査・分析し、国の政策立案に活用し、又意見書の活用結果については、活用状況も踏まえた結果を公表することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月22日

豊中市議会

内閣総理大臣
総務大臣 各あて
衆・参両院議長